

# 皇太子台湾行啓関係文書の史料学的分析

東 山 京 子

はじめに

一、台湾行啓の編纂記録

二、公文書記録としての行啓記録文書

(一) 本国政府における行啓記録文書

(二) 台湾総督府専売局と地方行政機関における行啓記録文書

三、台湾における「行啓」の記録

おわりに

はじめに

近代日本の国家は、天皇制国家としての、「天皇の下における国民統合」を実現し、近代天皇制国家を確立するために、天皇・皇太子の国内外への行幸・行啓を積極的に進めた。<sup>〔1〕</sup>この行幸啓を進めたことにより、国民は、天皇

や皇太子を直に見ることにになり、また、天皇の赤子として、且つ皇国日本の皇国民としての意識を醸成することになった。国民に天皇や皇太子を見せること、その行幸啓を記録し、不朽の偉業として残そうとした。それが、行幸・行啓記録と称される編纂物である。この編纂された行幸・行啓記録は献上され、「お手許」として保管されるとともに、関係機関に寄贈され保存されている。

ここで取り上げる田健治郎総督治期の大正二二(一九三三)年四月二日から五月一日の期間で実施された摂政宮ともなった裕仁皇太子の台湾行啓に関する記録は、宮内庁書陵部と国立中央図書館台湾分館が所蔵している『台湾行啓記録』と称される編纂物<sup>2)</sup>、そして、宮内庁書陵部が所蔵する宮内省の記録、防衛省防衛研究所が所蔵する当時の海軍省と陸軍省の記録、国立公文書館が所蔵する内閣および枢密院の記録、さらに国史館台湾文献館が所蔵している台湾総督府の行政文書<sup>3)</sup>である。

これらの機関が保存している当時の各省の文書收受記録といった原文書から編纂物といった諸記録の内容を解明することは、「官製記録」の作られ方の一端を明らかにするとともに、併せてこの時期に創られていった天皇の神格化のための定型化、すなわち行幸・行啓における「日の丸・最敬礼・君が代・万歳」という四点セットが、天皇制国家を支えるための儀式にどのように用いられていたのかという実態について明らかにすることもできる。

つまり、これらの行啓の記録を通して、この台湾行啓が植民地統治支配の中でどのように位置づけられ、台湾統治にとつて、どのような意義をもっていたのかについて解明することができよう。

本稿では、現存するこれらの史資料から、それが何故残されているのか、又は何故残されていないのかといったような史料学的視点からの分析を通して、台湾における行啓の意義と台湾総督府による台湾の運営について明らかにすることを目的としたものである。

## 一、台湾行啓の編纂記録

台湾総督府が編纂した皇太子の台湾行啓の公式記録としては、現在、筆者が管見した限りでは、宮内庁書陵部に残されている宮内省御用掛国府種徳の草稿版（以下「宮内省版」と称す）と台湾の国立中央図書館台湾分館が所蔵している完成版に近いとされる台湾行啓記録（以下「台湾総督府版」と称す）の二つの記録しか確認されていない。

このなかの草稿版とされる国府が書いた「宮内省版」の推敲の跡からは、皇太子行啓の行為記録を記す場合の表現の仕方や言い回し方、さらに強調されるべき出来事など、天皇制を支えるイデオロギーの一端を垣間見ることができる。さらに、国府が供奉員として行啓に随行していたことから、皇太子の傍らにあつて皇太子の人となりから公私にわたる行動を悉く見聞きするなかで、皇太子の姿を描き、皇太子の記録として書き記した、ある意味で「天皇裕仁」の記録として見る事ができる。一方、後者の「台湾総督府版」は、台湾総督府の公式記録という性格を持つていることから、総督府管轄内での奉送迎準備から行啓過程で行ったことやそこで起こった出来事に重点が置かれた、台湾における「台湾」としての行啓の記録を記したものとなっている。このため、この二つの記録を比較検討することにより、記録としての編纂過程を通じて、「天皇神話」の創られ方をも知ることができよう。

一方、『台湾日日新報』に掲載された、台湾日日新報社販売課および同台南支局の「皇太子殿下台湾行啓記念写真帖」<sup>4</sup>「発売 八月下旬 代価五円（送料実費）」という公告や、「行啓記録 高雄州で編纂」<sup>5</sup>といった記事の事例から、新聞社などの民間による行啓記録が編纂されていたことがわかる。

このような、文章化された文字記録やカメラのレンズを通して撮影された画像記録としての写真帖とによって、皇太子の台湾行啓の全体を総合的に捉えることができよう。しかし、この文字と写真という二つの記録媒体による

記録ではあるが、前者は編纂者の政治的・思想的・官僚的意図や目的に基づいた編まれた記録であるという意義とそれ故の限界を内包し、後者は写真というある瞬間をレンズを通して写した画像記録という価値を持ちながらも写真帖として編纂されたものであることから写された画像記録のなかから一定の基準に従って選ばれた画像によって構成された「つくられた画像記録」という限界を内包している。すなわち、両者の編纂物は公式的記録という歴史資料的価値を持ちつつも、本質的には飽くまでも「つくられた歴史記録」という限界を持つている。

ここで改めて、「宮内省版」の『台湾行啓記録』がなぜ草稿版であるかについて考究する必要がある。このため、筆者は、「宮内省版」の国府御用掛が書いた「大正十二年九月廿九日」付けのまえがきに注目した。そこには、別紙第一回ノ蒞弱版ニ付シタル台湾行啓記録目次並同記録中第參編台湾行啓本紀《上》第一章御発程並御航海第一日以下第四章御航海第五日並台湾御著ノ中、第二節基隆御港ニ至ルマテノ草稿底本八、未定稿トシテモ全く不整頓ナルモノニ有之、今尚問ヒ合ハセ中並調査中ノモノモ有之、固ヨリ删除修正ヲ加フヘキモノ少カラサルベキモ、草稿ノ一端ヲ掲ケテ、御氣付ノ箇所ニ対シ夫々御示教ヲ仰キ、後続稿本ノ訂正ニ対スル參考ニ供シタキ希望ニ御座候得者何卒其レ等御注意 事共ヲ御記入被下若ハ御印ヲ附セラレ、一応御下渡被下候ヤウ願上候。

尚同章第三節基隆御上陸並基隆駅御発車以下、第四編台湾行啓《中》第六章高雄州御行啓其一ノ末尾ニ至ルマテ八、稿本一ト通りノ整頓ヲ経テ、目下蒞弱版ニ付スル準備中ニ御座候。

同編第七章高雄港御出港竝馬公要港御行啓以下、台湾行啓本紀ノ末尾ニ至ルマテノ、草稿底本八、是レ亦繕写中ニ有之候得者、不日蒞弱版ニ付シテ、御指教ヲ仰キ得ヘキコトト存候<sup>5)</sup>

と書き記るされていることから、前半部分の執筆中における不明な点および後半部分の執筆のための教示を仰ぐた

めに宮内省に問い合わせをしていたことが判る。これらの記述から、この行啓記録は、偶々残ってしまった編纂途中の記録であったのではないかと思われる。では、この記録の完成版についてはどうなっているのであろうか。大正二年五月二四日の『台湾日日新報』に、次のような記事が載っている。

東宮殿下 台湾行啓御記録 「東京特電」東宮殿下台湾行啓の記録は宮内省御用掛国府犀東氏親しく供奉員の一員とし其全部の責任を負ひ同地に於ける殿下の御動静及び島民の之れに対する感激の模様など一切を洩れなく記載し帰京以来一意専心其輯録に苦心し居たるが近く脱稿の趣となり六月下旬には浄書も了はり殿下に献上すると共に宮内省及東宮職に一部宛保存さるゝ筈なり(二十三日発)

この記事から、現在は宮内省版として検討している国府が起草した行啓記録は、ほぼ大正二年六月下旬には浄書が完了していたこと、この清書版が皇太子に献上されることになっていること、さらにこの清書版は宮内省と東宮職に各一部が寄贈されることになっていたことが判る。

しかし、既述の国府のまえがきの日付は、大正二年九月二九日になっている。元は、七月であったのを九月に訂正しているが、それにしても、六月下旬に献上の予定とした記事から考えると、大幅に記録編纂が遅れていたこととなる。また、『台湾日日新報』の紙面からは、これ以外に国府が起草した行啓記録に関する記事は見つげ出すことができない。『台湾日日新報』に掲載されていたのは、大正一四年八月一日付けの「摂政宮殿下 台湾行啓記録 全部を上梓すると二千六百頁の大冊」という記事で、内容は台湾総督府文書課囑託の鷹取田一郎が編纂した原稿約五〇冊の台湾行啓記録が一部総督府総務長官へ送られ、もしこれを上梓すると、二六〇〇頁となるため、肝要の箇所のみを印刷するとしても、一五〇〇頁にはなるであろうこと、ただ、配布先および印刷部数については、全く不明であるというものであった。これは、飽くまでも台湾総督府文書課が編纂したものであって、国府の編纂

物ではない。それでは、国府が編纂した行啓記録は、完成したのだろうか。そして、いつ完成したのであるうか。それとも、国府が編纂したものを合わせることで文書課において脱稿にまで漕ぎ着けたのか、という疑問が残る。また六月下旬に献上予定との記事が掲載された以降の国府から宮内省への問い合わせについては、どのように行われていたのであるうか。この記事が掲載されてしまったために、急ぎ問い合わせを行ったのか、また行啓記録の完成版は果たして皇太子に献上されたのか、それはいつなのか、宮内省と東宮に寄贈されたのはいつか、といった点についても台湾総督府と旧宮内省および東宮の記録、さらには国府家に残された記録などからこれらを確認していかなければならないであろう。

ここでは、宮内庁の公文書記録である東宮職の『行啓録』<sup>(9)</sup>の記録から見ることにしたい。

永久保存

立案大正十二年十月三日

決裁大正 年 月 日 文書掛 (谷脇 永田 河井) 朱印

東宮事務官 (本多 戸田 岡本) 朱印

大正十二年十月三日執行

拝啓

台湾行啓記録二関シテハ其御努力容易ナラサルコトト深く感佩仕候過日御送附ノ蒞弱版刷ニ就キ吾ニ東宮職員一同ノ意見ヲ求メラレ候処目下震災後諸用務殊ノ外多忙ニシテ急速ニハ意見ヲ取纏メ難ク又之ニ依リテ記述方法等ヲ改メラル、トセハ一層御努力ヲ増シ徒ニ時日ヲ空費スルノ虞モ有之候ニ付テハ大夫トモ協議ノ上次官ノ御意見ヲモ伺ヒ此際記述方法等ニ関シテハ一同ノ意見ヲ徴セス全ク尊台ノ御考ニ委スルコト、シ直接行啓事項

二関シ事実相違セル箇所丈ケ東宮職ニテ取纏メ「此レ」(之)ニ依リ御訂正ヲ願フコトニ止ムルコト、致度候  
間御諒承願上度余八拝眉委細可申述候 拜具

月 日

国府御用掛

戸田東宮事務官

追テ事実相違ト認ムル箇所八不日蒞弱版刷欄外ニ記載シ御返送申上尚今後蒞弱版刷出来次第御送付ヲ得度候  
伺

内聞スル所ニ拠リ候得者 摂政宮殿下ニ八来ル四月ヲ以テ台湾ニ行啓アラセラレ御帰途ニ八日本海沿岸ノ地  
方ニモ御台臨アラセラレ候トノ御事新紙ニテ拝承仕候就テ八御行啓御台臨ノ御記事ニ関係アル中央及地方並台  
湾其ノ他ノ新聞記事ヲ集メテ輯録ヲ編製致度候ニ付之ニ要スル新聞ニ通宛ヲ右輯録用トシテ東宮職ニ御蒐集被  
下参事官室へ御回付被下候様御願ヒ致度東京大阪及台湾ノ新聞ニ八既ニ二月ノ初ヨリ行啓ニ関スル記事散見致  
候得者之ヲモ遡リテ蒐集致シ今回ノ新聞記事輯録ヲ可成完全ノモノタラシメ且蒐集ノ為困難ヲ感シ延キテ輯録  
編製ノ時期意外ナル遅引ヲ来タス力如キ遺憾ナカラシメ度候尚東京横浜等ニテ発刊セラルル英字新聞ヲモニ通  
宛蒐集ノ中ニ加ヘラレムコトヲ切望致候右如何ノモノニ御座候ヤ別紙蒐集ノ必要アリト思考セラルル新聞名ヲ  
列記致シ御伺申上候也

大正十二年三月一日

国府御用掛

関屋次官殿

	(東京)	
時事新報	読売新聞	
東京朝日新聞	報知新聞	
東京日々新聞	万朝報	
国民新聞	ジャパンタイムズ	
(大阪)		
大阪毎日新聞	削「大阪時事新報」	
大阪朝日新聞	削「大阪都新聞」	
(横須賀)		
横須賀新聞	削「相模中央新聞」	
(横浜)		
ジャパンガゼット	ジャパンメール	
(台湾)		
台湾日日新報	台湾新聞	
台南新報		
国府御用掛提出ノ分原案ノ俣ニテ差支ナシ <sup>(10)</sup>		

記

一、総督、総務長官、州知事、司令官、艦長、聯隊長等ノ言上梗概並御案内御説明申上ケシ概要

一、右ノ際ニ於ケル感想ノ要点

一、総督、総務長官、州知事、司令官、艦長、聯隊長等ノ命ニ依リ御案内御説明申上ケシ概要

一、右ノ際ニ於ケル感想ノ要点

一、御泊所及行啓アリシ官庁学校会社工場等ニ於ケル拜謁、言上、捧呈、献上、御先導、御案内、御説明、御  
迎送等ノ際ニ於ケル関係諸員ノ感想一斑等

一、右ノ際御下問ニ対スル奉答ノ梗概、授業、教習作業、運動、競技ニ従事シタル各員ノ感想一斑等

一、奉迎送ノ一般公衆並団体ニ近接シテ堵列中ニ配在セシ官憲其ノ他取締等ノ任ニ在リシ各員ノ知り得タル公

衆ノ殿下並行啓ニ対スル感情ノ自然ニ発露セラレシ実況中ノ記スヘキモノ並其ノ感想ノ飾リナキ表白状

況ノ一斑

一、其ノ他 殿下ニ関シ若八行啓ニ対スル感想御噂等ノ概要

一、万一行啓ニ対シ若八供奉員等ニ対シ不満ヲ抱キシ者アリトセ八其ノ不満ヲ抱カシムルニ至ラシメタル事項  
等

右可然御取纏メ方願上候可成八台湾御行啓中又八五月二十日前後マテニ各項ノ纏リ次第宮内省内国府宮内省御  
用掛宛ニテ御通報被成下度候

これらの文書の内、一通は行啓以前の三月のものが国府より宮内次官関屋貞三郎に送付したもので、もう一通は  
行啓後一〇月に東宮事務官戸田氏秀から国府宛に送ったものである。この東宮事務官の文面からは、九月一日に発  
生した関東大震災の影響により多忙につき宮内省側において意見を纏める時間がないために、この際、「記述方法  
等ニ関シテハ一同ノ意見ヲ徴セス全ク尊台ノ御考ニ委スル」ことにし、「直接行啓事項ニ関シ事実相違セル箇所丈

ケ東宮職ニテ取纏メ之ニ依リ御訂正ヲ願フ」ことに決定した旨の国府への通知であった。この文書は、行啓記録の内容において不適切な箇所や表現などの確認のための問い合わせへの返事であるため、「宮内庁版」のまえがきへの回答であることが判る。日付から見ても国府が問い合わせをしたのが九月二十九日で、東宮事務官よりの文書の立案日が一〇月三日であることからまえがきへの回答とみてよいであろう。

しかし、行啓録には、国府の行啓記録に関する箇所が他には記載されていないため、この行啓記録が完成したかどうかの確認はできない。尤も、行啓記録が完成したとしても、国府から皇太子に直接献上するということはあり得ないため、国府に行啓記録の編纂を委嘱した台湾総督からの献上と宮内省及び東宮への寄贈ということになることから、台湾総督府または宮内省において、何らかの記録が残されていたと考えられる。だが、台湾総督府の文書の一部は空襲によって焼失しているために、この文書類から確認することはできない。一方の宮内省へ寄贈されるといった前述の記事から、現在の宮内庁に引継がれたと思われるが、現在の宮内庁書陵部の所蔵目録には台湾総督府から寄贈されたとみられる該行啓記録は載っていない、また行啓録にもそのような記載がない。少なくとも書陵部には所蔵されていない。このため、可能性として最も有力なのは天皇の「お手許文書」として所蔵されているのではないかということであるが、これについても確認することはできない。

次に、公文書記録としての「行啓」の文書について見ていくことにしたい。

## 一、公文書記録としての行啓記録文書

「つくられた記録」としての編纂物ではなく、残された「記録されていた記録」としての皇太子台湾行啓記録がある。それが、台湾総督府の行政文書である『台湾総督府公文類纂』にはかならない。台湾総督府は、『台湾総督

府公文類纂』の文書群のなかで本府において作成又は收受した、皇太子の台湾行啓に関わって行った全ての行政行為を記録している皇太子行啓関係文書を纏めて「皇太子行啓文書綴」といつたようにして総督府本庁舎の貴重書庫で厳重に管理し保存していた<sup>11)</sup>。しかし、この「台湾総督府公文類纂」の中の皇太子奉迎関係の文書である「皇太子行啓文書綴」は、他の皇族関係文書とともに、昭和二〇年五月三十一日の米軍の台北空襲による直撃を受けた台湾総督府庁舎の一部炎上とともに焼失し、現在は残されていない<sup>12)</sup>。尤も、幸いなことに、台湾経営を担ってきた台湾総督府の附属機関である専売局の「公文類纂」が、ほぼ全てが残されているため、その中の台湾行啓に関する文書から、台湾総督府機関としての専売局という限られたものであるが、その機関における奉送迎の様子を見さに見ることができる。この「専売局公文類纂」に残されている皇太子行啓関係の記録が、大正一二年の「皇太子殿下奉迎関係」の九冊と「皇太子殿下奉迎事務要攬」<sup>13)</sup>、大正十三年の「皇太子殿下奉迎記」<sup>14)</sup>の各一冊にほかならない。

また、本国政府の文書史料としては、宮内庁書陵部が所蔵している宮内省の「行啓録」、防衛省防衛研究所が所蔵している海軍省の「公文備考」、陸軍省の「陸軍省大日記」、国立公文書館が所蔵する「公文類聚」・「公文雑纂」・「枢密院文書」などにかんがりの文書史料が残されていることから、現地台湾における公文記録として専売局文書と本国の政府・陸海軍・枢密院などの各機関文書から、皇太子の台湾行啓の全体を捉えることが可能であるとともに、文書史料学的にもこれらの各文書を見さに見ることによって近代日本公文記録の残され方の一端をも見ることが出来る<sup>15)</sup>。

#### (一) 本国政府における行啓記録文書

ここに挙げた文書史料のなかで、皇太子行啓に直接かかわった文書の一つには、大正一一年二月九日に、海軍

大臣より宮内大臣に通知された「台湾方面春季気象ノ件」<sup>16</sup>と題した文書がある。この文書は、「本件二関シ海軍省ニ於テ研究セルモノ別紙ノ通二有之候 右通牒ス」とする、気象情報であり、海軍の起案用朱罫紙一枚に墨筆された文書であるが、そこには、「本件二関シ事務打合ノ為尾間台湾総督秘書官来省 右二依リ知り得タル事項別紙ノ如シ」とした台湾の気象に関する情報であった。この海軍用罫紙には、台湾総督秘書官尾間立頭の名刺が貼り付けられている。ここから、皇太子行啓の任務を担った海軍の責務遂行上において、最も重大な問題が何であったのかを知ることができるとともに、文書史的には、日本の公文書の作成の仕方や作られ方、残され方の一端を垣間見ることが出来る。

すなわち、皇太子が乗艦する御召艦金剛を派遣する海軍にとって最も重大なことは、御召艦が安全に航海でき渡台及び帰京の航行が安全に恙無く行うことが至上命令であったからである。このため、行啓日程の決定に大きな要素の一つとなっている気象情報について、海軍に直接伝えたのは台湾総督秘書官尾間立頭であったという事が重要であったこと、それ故に、その情報が誰から海軍に伝えられたのかについての日程決定の責任の所在について、台湾総督府にあることの証拠として海軍省はこの文書を残し、尾間台湾総督秘書官の名刺を残していたのではないかと思われる。

台湾総督府から提供された情報を基に海軍が出した結論が、行啓の時期は四月上旬が最も望ましいというものであった。その根拠として海軍が挙げた理由が、「一、季節風治マリ平靜 二、製糖業八三月上旬又八四月上旬マテ終ル処之ヲ御台覽ニ供シタシ 三、五月二入レハ酷暑トナル 四、流行病在るモ四月中ガ少ナシ」という、気象条件だけではなく、台湾総督府から要望されたであろう同府の政策論的理由と最も重要な風土病に関する情報であった。ここから、行啓執行の担当官署にとって皇太子が始めて南方の異境の地を訪れる際の三つの問題点である、海

上の暴風雨、現地の気候特に暑さ、マラリア等の風土病に、最も強い関心を抱いていたことが判る。さらに、台湾を行啓するための政治的関心にかかわるのが、台湾特産物の最盛期、特に砂糖業にとつて好都合な時期に合わせるように設定されたのであった。この史料から、台湾行啓を成功させるための事前の準備の基礎となる、ある意味で非常に重要な時期決定を、海軍省による綿密な調査を踏まえた上で計画を立案していたことが推測されよう。

しかし、台湾総督府にとつて思いがけずもこの台湾行啓の意味付けを大きく変える重大な変更があった。それは、皇太子裕仁親王が摂政になられたことである。このため、台湾行啓は、「皇太子行啓」から「摂政宮行啓」と質的転換がなされることになるわけであるが、行啓の資格については摂政なのか皇太子なのかは容易に決定されなかつた。このことは、台湾総督府の奉迎準備にも大きな影響をもたらすことにもなる。大正十一年二月十九日、台湾軍参謀長佐藤小次郎より「皇太子殿下ノ本島行啓ハ摂政宮ノ御資格ニテ非公式ノ由御接待振ニ付テ御指示ヲ乞フ」との請訓電報が、陸軍次官白川義則に発せられている。この電報文の内容は、この度の行啓が皇太子の資格としての行啓ではなく、飽くまでも摂政宮としての資格で行われるものではあるが、それは非公式な形であるので、その場合における対処方についての指示を仰ぐというものであった。儀式的な視点から判断する、天皇の代行である「摂政」の資格での行啓では、「摂政」の立場で執り行われる行事や儀式と、「皇太子」としての立場でのそれとは大きく異なるため、行啓を執り行う台湾総督府にとつては極めて重大な問題であつたからにほかならない。確かに、函簿などの接待方法を考えたとすると、台湾各地の行啓地にとつて摂政の資格である場合と、皇太子の資格である場合との相違は大きなものがあり、総督府としての儀礼的準備という業務的な問題もある。だが、台湾総督府にとつて、政治的に考えると摂政宮としての行啓であるのか、皇太子としての行啓であるのかということは、大日本帝国という国家における外地統治支配の論理と、大日本帝国の官僚「帝国の官僚」という帝国国家の官僚制の論理から

すると、朝鮮との関係もあり大きな意味をもっていた。

かかる点を顕著に示したものが、宮内省所蔵の『行啓録』に、台湾総督府総務長官賀来佐賀太郎から宮内省へ提出された「秘」と押印された文書と、「台湾総督府版」の第三節の「奉迎準備ニ関スル打合事項」の条にも記録されている大正十一年二月二三日の協議会に提出された「台湾行啓ニ付御打合事項」である。そこには、

一、御資格

撰政宮殿下トシテ行啓仰上度希望申出置キ畧々御同意ヲ得タリ

二、御時期

四月五日前後ニ御出発願上クルコト

四月八初夏ノ候ニ入り北部ノ雨季已ニ過キ南部末夕雨季ニ入ラス海上亦平穩ノ季節ニシテ時恰モ製糖事業期ニ当リ居レリ<sup>(19)</sup>

と記されていることから、台湾総督府としては「撰政」の資格にての行啓を望んでいたことと、それについては政府の同意が得られていたことが判る。さらに、行啓の時期としては海軍省に回答した通りの雨季前の海上平穩の季節にして製糖業の最盛期を望んでいたのであった。

しかし、実際には台湾行啓全般において、「皇太子」の資格<sup>(20)</sup>による「東宮の行啓」としての台覧であった。この間の経緯については、史料的限界があり詳細には判らないが、「帝国」としての統治の論理からすると朝鮮総督府との関係から均衡をとったものではなからうか。「帝国」の外地統治秩序の論理では、総督の地位<sup>(21)</sup>にみられるように台湾が朝鮮より上位になることは認められていない。とするならば、推察の域を出ないが、台湾における行事の一切を「撰政」としての資格で設定することは難しいということになるのではなからうか。

また、資格の問題は儀式等の儀仗および函簿が異なるといつた実際的な影響が起こってくるため、三月一日に東宮大夫珍田捨巳から陸軍大臣山梨半造には次のような照会がなされた。

皇太子殿下台湾行啓中基隆御入港ヨリ同地御出發マテ陸軍関係八陸軍礼式ニ依リ 皇太子殿下ニ対スル相当儀礼ヲ行フコトニ被致度候

追テ新竹、嘉義、高雄及屏東行啓御着発ノ節儀仗隊（所要ノ兵力）及高雄御泊所へ儀仗衛兵（所要ノ兵力）ヲ特ニ差遣セシメラレ度候<sup>(22)</sup>

また、海軍大臣加藤友三郎へも同様の照会<sup>(23)</sup>がなされている。この照会に対して、加藤海相は三月二四日<sup>(24)</sup>に、山梨陸相も同月二七日に、それぞれが陸海軍としての礼式に従って執行する旨を伝えていた。このようにして、各地における行啓行事での儀仗や函簿および服装などが定められていく。

さらに、台湾総督府が定めた規程である「奉迎準備事務文書取扱規程」は、摂政宮としての奉迎を想定して準備を進めていた台湾総督府側の行啓記録である「台湾総督府版」に綴られている。一方、奉迎準備に関する規程として、宮内省の公文書である「行啓録」に綴られているのは、「皇太子殿下奉迎委員会規程」および「皇太子殿下奉迎事務分掌細則」と題する冊子であり、これにより、

第一条 皇太子殿下奉迎ニ関スル諸般ノ事務ヲ処理セシムル為台湾総督府ニ奉迎委員会ヲ置ク<sup>(26)</sup>  
として、皇太子の奉迎に関する事務を処理するために、台湾総督府に奉迎委員会を設置することが定められた。そして附則には、

摂政宮殿下奉迎準備計画委員会規程及奉迎準備事務分掌規程八之ヲ廃止ス<sup>(27)</sup>

とあることから、皇太子殿下奉迎委員会規程が制定される前に定められていた「摂政宮殿下奉迎準備計画委員会規

程」と「奉迎準備事務分掌規程」は、宮内省には保存されなかった。つまり、宮内省として必要な記録は、施行された規程であり、改正する前の規程は記録に残す必要がない。しかし、台湾総督府としては、当初は、摂政宮殿下としての奉迎準備が決められて進行していたことを残したかったといえないだろうか。

さて、台湾行啓の日程であるが、これも容易には決まらなかった。ここで、行啓日程の確定までの経過を見てみると、まず、最初の日程案は、四月五日に出発し、二七日に還啓というものであった。この日程は、三月二四日に珍田東宮大夫から山梨陸相に、「皇太子殿下台湾行啓御日程別冊ノ通御治定相成候」と伝えられたものであった。

その通牒により、同月二九日に近衛師団長中島正武より山梨陸相に行啓函簿に関する「供奉騎兵差遣ノ件」が報告されている。しかし、その二日後の三一日に珍田東宮大夫より「皇太子殿下台湾行啓御日程本月二十四日当職庶第三二二号ヲ以テ通牒ノ処別記ノ通御変更相成候」と山梨陸相に伝えられていた。この修正案は、行啓日程中の四月一〇日の予定であった台湾神社・台湾総督府・台湾生産品展覧会・台北師範学校・同附属小学校・台北市太平公学校への巡覧が、台湾生産品展覧会および台湾総督府中央研究所農業部台湾生産品展覧会への巡覧に変更になったことと、同月一二日の予定であった台湾総督府中央研究所・台湾総督府中央研究所農業部台湾生産品展覧会・台湾軍司令部・台湾総督府高等法院・教育展覧会（台北第一中学校）・台湾総督府医学専門学校への巡覧予定が、台湾総督府中央研究所・台北師範学校・同附属小学校・台北市太平公学校・台湾軍司令部への巡覧に変更になったこと、さらに同月二〇日の台湾催物の時間変更等についてであった。だが、この修正案も翌月に入り行啓出発の日が迫った四月三日、急遽、珍田東宮大夫より山梨陸相に行啓延期の通牒が出されている。その変更理由は、同月一日、フランスにおいて北白川宮成久王殿下が交通事故に遭って薨去され、「三日より五日迄三日間宮中喪仰出さ」れたためであった。この再変更が台湾側に伝わったのは、行啓前日の四日であった。奉迎準備を念入りに行っていた台湾

総督府は、「発表内容如何によりては 巡視日程を変更せん<sup>(34)</sup>」と田総督が語り、「奉迎の用意を進め更に行啓御仰出を待つ<sup>(34)</sup>」との総務長官代理竹内友治郎よりの談話を発表していた。

その後、行啓日程は四月九日、珍田東宮大夫より山梨陸相に、同月一二日に東京を出発する旨の発着割が告げられ、同日新たな治定された日程が伝えられた。再々修正案であったこの行啓日程変更の結果として、当初下車する予定であつた嘉義への行啓が不可能となつたため、一四日に白川陸軍次官より佐藤台湾軍参謀長に、儀仗隊差遣の中止を指示している<sup>(35)</sup>。

このようにして決定した行啓先は次のとおりである。

#### 行啓先一覧<sup>(36)</sup>

##### 統治機関

台湾総督府、新竹州庁、台中州庁、台南州庁、高雄州庁、台東庁、花蓮港庁、高等法院

##### 軍関係

台湾軍司令部、台湾歩兵第一聯隊、台湾歩兵第二聯隊、台中分屯大隊、花蓮港分屯大隊、玉里分屯中隊、台東分屯中隊、基隆重砲兵大隊、馬公要港部、屏東飛行場、台北衛戍病院、台南衛戍病院  
各種学校・教育施設及び行事

台北師範学校同附属小学校、新竹尋常高等小学校、台中第一尋常高等小学校、台南市南門尋常小学校、高雄第一尋常高等小学校、台東小学校

台北太平公学校、屏東公学校、薄々公学校

台北師範学校、台南師範学校、台中第一中学校、台南第一中学校、台北第一高等女学校、台北第三高等女

学校、台南第一高等女学校

医学専門学校、高等農林学校、高等商業学校、台北工業学校、嘉義農林学校、台南盲啞学校

警察官司獄官練習所

博物館

台湾教育展覽会（台北第一中学校）、全島学校聯合運動会（円山運動場）、台湾体育協会陸上競技大会（円

山新運動場）、柔道・剣道（武徳殿）

宗教施設及び遺跡墓等

台湾神社、新竹神社、台中神社、開山神社、嘉義神社、花蓮港神社

孔子廟

北白川宮御遺跡所、明石総督墓、芝山巖

産業及び農業等関連機関並に施設

専売局、中央研究所、基隆港、高雄港、鹹水養殖試験場、台中水道水源地、嘉義製材工場、鳳山無線電

信所、今村農業、台湾製塩会社塩田、株式会社台湾製糖会社阿緞工場

台湾生産品展覽会第一・第二・第三号館（植物園）、台湾生産品展覽会第四号館（中央研究所農業部）、

その他

エープ・ヒル、台中公園、北投温泉、草山貴賓館、紅毛城、新竹州角板山、吉野村、ナマコ山、霧

社、宜蘭

このように、行啓地における特徴は、第一に、学校においては小学校すなわち在台日本人の学校が中心であった

こと、台湾人の子供が通う公学校は二校（差遣は二校）のみであり、ほとんどが台湾人の生徒を対象とした学校もわずかに二校であったこと、第二に、産業においては経営実績や目に見える形での展覧会の活用、民間企業への視察を行っていること、第三に、文化・教育においては、経済の発展が見るものとして教育展覧会や運動会、陸上競技大会への視察を行っていること、第四に、宗教施設においては、台湾神社や各神社という一般的な行啓の他に台湾人への配慮が伺える孔子廟や台湾人統合のための開山神社が選ばれたこと、第五に、精神的なものとして北白川宮御遺跡所や芝山巖及び明石総督の墓所などが挙げられたことなど、多方面への配慮を伺い知ることができる。しかし、行啓を執り仕切る総督府側にとっては、台湾特産品の展示を見せることによる台湾経営の成功をアピールし、文化教育の発達を展覧会や運動会を見てもらうことで、台湾がいかに経済的に発展してきたのかを強調することであった。

特に、台湾独自のものといえば、やはり台湾生産品を皇太子に見ていただき、評価を乞うということであった。台湾生産品展覧会の第一号館から第四号館までに並べられた特産品である塩・巻煙草・樟板・烏龍茶・包種茶などのあらゆる品々が、皇太子への献上品としても用意されていた。また、皇太子自ら各地方においては、その地方の特産物をお土産として購入していた。つまり、この台湾行啓の目的は、皇太子いわゆる内地の人々および中央の人々への台湾をいかに住みよい土地にし、各地方の町や村を活性化し、台湾独自の特産物を発展させてきたという自慢であり、総督府員自身たちの中央政府官僚へのアピールだったとも考えられよう。

このようにして行われた台湾行啓は、日本と植民地である台湾のあらゆる機関、宮内省・海軍省・陸軍省・内閣・枢密院といった内地の機関と台湾総督府・台湾総督府の附属機関・下部組織・地方庁といったさまざまな組織機関を動員し一つに束ねていかなければならなかった一大事業であり、それであるが故に台湾にとって最も大きな効果

をもたらししたのであった。「大日本帝国」では、国家という大きな輪のなか、常にその中心に天皇の存在があった。この天皇制国家に、台湾が完全に組み込まれるきつかけとなった特別な出来事が、この台湾行啓であったといえよう。

また、この台湾行啓は、植民地に対する最初の行啓という意義だけではなく、天皇制国家としてみるならば重大な政治的出来事でもあった。確かに、皇太子の身分としての海外行啓は、大正一〇年三月三日から九月三日までの長期間におよぶ欧州への行啓で経験してはいたが、皇太子としての資格ではあったが、「摂政」の立場にある皇太子としての台湾行啓においては、その比ではなかった。例えば、枢密院が行啓の期間中、定例参集を休止しているからである。このため、「摂政」として東京を長期間離れることによる影響は決して小さなものではなかった。天皇の代行である摂政が行啓の間は裁可が止まってしまうか、内閣が裁可を頂戴するために行啓先まで向かうことになるためである。その意味からすると、大正一〇年一月二五日に摂政に就任して天皇の代行となっていた皇太子ということから、この度の台湾行啓は、皇太子の身分ではなく、「摂政」という立場にあった皇太子裕仁親王が「内地」を離れて「外地」に行啓するという異例の行為であったからにはかならない。

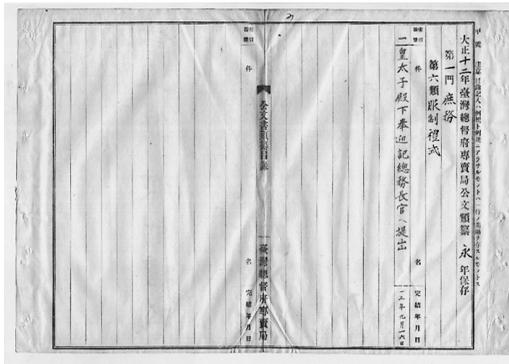
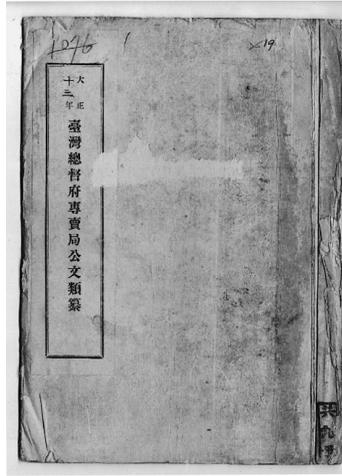
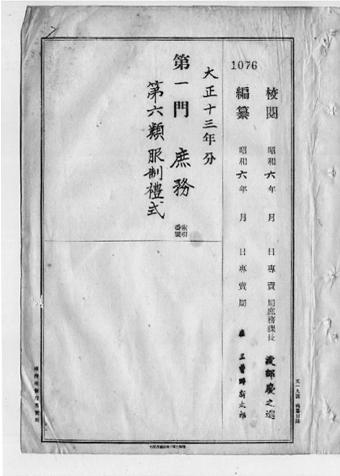
すなわち、枢密院の休会にみられるように国政を犠牲にしてまでして敢えて、台湾への行啓を実施したことに、この行啓におけるさらなる意味があると考えらるべきであろう。それは、病弱の天皇に代わってその職務を代行するという、既に天皇の名代である「摂政」に就任している皇太子であるという立場と重み、そして注目度の高さ、後々に語り継がれるという歴史性にある。それにしてもこの影響の大きさは、ある意味で歴史の皮肉でもあった。実は、大正天皇が皇太子の時期の明治四五（一九一二年）年に台湾への行啓を計画したが、その計画が延期されたままになっていたことが却って、台湾にとっては、植民地支配の成功を内外に示す絶好の機会を得たことにもなったことであ

る。

(一) 台湾総督府専売局と地方行政機関における行啓記録文書

次に、皇太子の台覧を受け入れる台湾総督府は、植民地支配を成功裏に行っている実態を内外に知らしめるために、どのように皇太子の奉送迎を執り行ったのであろうか。全体像と概略は、「台湾総督府版」により判るが、細部については、史料的限界から本府の文書レベルのものからは判らないため、総督府の附属機関や関係機関などの文書から見なければならぬ。ここでは比較的史料的にはよく残されている台湾総督府の附属機関である専売局公文類纂から見ることとする。この専売局文書には、専売局が専売局としてかわった文書類が残されている。すなわち、この文書類には、専売局が皇太子行啓に業務として行った全ての文書記録である奉迎準備から奉迎当日に至るまでの全ての業務内容が詳細に記されていた。すなわち、台湾総督府専売局という台湾総督府の附属機関における行啓記録を具さに見ることによって、皇太子を迎える機関の実態を明らかにすることができる。専売局という台湾総督府による植民地統治を支える官製の業務実績の何をアピールしようとしていたのかを知ることによって、台湾総督府が本国政府に望んでいた統治実績の評価基準、すなわち本国政府が台湾総督府と総督府官僚に求めていた台湾経営の事業実績と台湾統治の治政実績とは如何なるものであったのかを具体的に知ることが出来る。

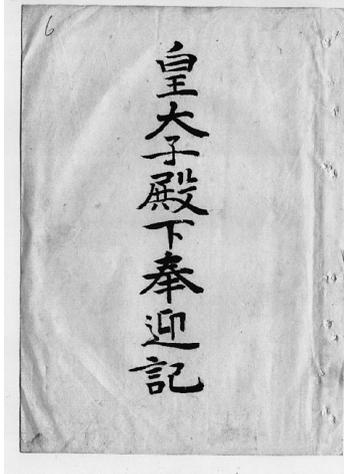
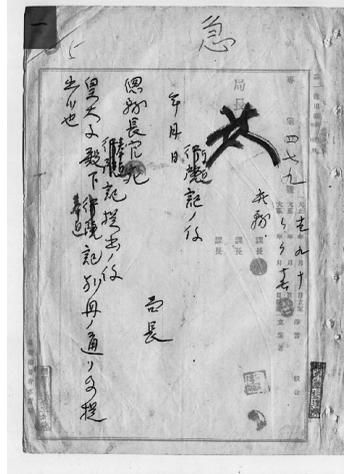
専売局は、官にとつての台湾経営の要であった。その専売局にとつて、皇太子の行啓をきっかけに世界に誇る台湾の樟脳を「大日本帝国」の頂点に立つ天皇に知っていただくこと、台湾経営を支えている専売局の業績を内外に知らしめること、その製品の価値を示すために、さまざまな準備をしていた。皇太子が巡啓する施設などの選定は、



『大正十三年台湾總督府專賣局公文類纂永年保存』(簿冊番号二五一九)

台湾総督府と総督府官僚だけではなく、専売局の経営戦略や経営論的立場からの考えを基に決められたものであったことだけに、これらの準備から実施、その後の処理までを一括して纏めている専売局文書の「皇太子殿下奉迎関係文書」<sup>38)</sup>の史料的意思是大きい。このことは、この時期の専売局の考え方を表わした、台湾を中心にして描いている「台湾専売品ト世界」<sup>39)</sup>と題した世界に進出している左の専売品の地図から見る事ができる。

また、台湾総督府は、皇太子行啓を貴重な歴史記録として残していくために「皇太子殿下奉迎記録」の編纂を行うが、そのために本府における行啓記録だけではなく、行啓が行なわれた機関へも必要な記録資料の提出を求めている。専売局へは、大正二年五月一四日付けで賀来総務長官より専売局長池田幸甚へ「皇太子殿下奉迎記録編纂ノ必要有之候条貴主管内ニ於ケル左記該当ノ事項出来得ル限り詳細ニ記述ノ上来ル六月迄ニ提出相成度」<sup>40)</sup>として、詳細な記録の提出を求めている。これを受けた池田専売局長は、直ちに管下各課へこの通牒ノ内容を通知し、担当





した各課から関係記録を提出させていた。この賀来総務長官より池田専売局長に宛てた文書が次の文書である。

官文第八七号

皇太子殿下奉迎記録編纂ノ必要有之候条貴主管内ニ於ケル左記該当ノ事項出来得ル限り詳細ニ記述ノ上来ル

六月末日迄ニ提出相成度

右依命通牒ス

追テ印刷物ハ各二部写真及図面ハ各一部添付相成度

記

- 一、奉迎ニ関スル左記各号ノ準備、計画、実行並行啓当日ノ事実状況等ノ一切
- (一) 御巡視ニ関スル事項
- (二) 拝謁ニ関スル事項
- (三) 献上品並寄贈品ニ関スル事項
- (四) 奉送迎者ニ関スル事項及其ノ概数
- (五) 御賜宴、御賜茶及宴会ニ関スル事項
- (六) 幣吊料等ニ関スル事項
- (七) 人事ニ関スル事項
- (八) 奏楽ニ関スル事項
- (九) 図書新聞類其ノ他参考書等ノ奉呈ニ関スル事項
- (十) 奉迎文、奉答文、概況書、沿革書、頌徳表、詩歌ノ類等ニ関スル事項

- (一) 孝子節婦其ノ他篤行者ニ関スル事項
- (二) 御旅館ニ関スル事項
- (三) 御行列ノ編成ニ関スル事項
- (四) 御供覽物及沿道ノ裝飾其ノ他一般ノ狀況ニ関スル事項
- (五) 献上写真ノ撮影ニ関スル事項（献上写真八写各一部添付ノコト）
- (六) 御賄ニ関スル事項
- (七) 御隨員宿所及設備、接待ニ関スル事項
- (八) 調進ニ係ル蔬菜類、生果物、其ノ他ノ農産品、畜産品、水産品ニ関スル事項
- (九) 運動會及旗行列ニ関スル事項
- (十) 教育展覽會ニ関スル事項
- (十一) 学校行啓ニ関スル事項
- (十二) 提灯行列ニ関スル事項
- (十三) 運動競技會ニ関スル事項
- (十四) 武道大会ニ関スル事項
- (十五) 生産品展覽會ニ関スル事項
- (十六) 警衛ニ関スル事項
- (十七) 保安ニ関スル事項
- (十八) 衛生ニ関スル事項

- (元) 電気及瓦斯二関スル事項
- (平) 土木、營繕二関スル事項
- (三) 運輸二関スル事項
- (三) 通信及氣象二関スル事項
- (三) 經理二関スル事項
- (四) 新聞ノ報道、記事其ノ他写真ノ撮影及新聞記者二関スル事項

二、下検分二関スル一切ノ事項

三、御巡啓、御通過等ノ正確ナル時間

四、行啓当日殿下ノ御行動、御言葉等 (御手植等ヲ含ム)

五、言上、御説明、御下問及奉答ノ事項及感想等

六、一般人民ノ感想

七、御使御差遣二関スル一切ノ事項

八、行啓二関連シタル事故ノ発生アレハ其ノ事項

九、伏見宮奉迎及御行動二関スル一切ノ事項

十、奉迎事務ニ従事シタル者ノ慰勞宴二関スル事項

十一、前各項ノ外行啓二関連セル一切ノ事項<sup>(註)</sup>

この文書の第一行目には、「各課へ八別途通知済」と記されていることから、台湾総督府が、「台湾行啓記録」を編纂するために、専売局へ一から十一までの事項に基づく詳細な奉迎の記録を六月末日までに提出するように求め

ており、専売局からは、専売局の各課にむけて同様に奉迎記録提出の通知を行っていたことがわかる。

次いで、専売局は、「皇太子殿下奉迎に関する台湾総督府記録編纂材料」として記録編纂を行うために、奉迎の準備の概況、土木宮繕、宮内省官吏の安平下検分、御行啓、言上、御説明、御奉答、感想等、御供覧物、献上奉呈並御寄贈、提灯行列、運動競技の参加、対新聞記者関係、奉迎事務従事者慰勞、関係職員への御下賜、所要の宿泊費総額、関係印刷物並写真類一括と重点項目を挙げている。そして、「皇太子殿下奉迎記編纂ノ件 六月十三日専庶第二〇九号ヲ以テ御照会ノ首題ノ件別紙及送付候条可然御取計相成度候也」として、大正一二年六月二十八日に献上品係長酒井雪介は、記録報告係長鎌田正威へ献上品係の記録を纏めて報告していた。

これらの文書から、賀来総務長官より池田専売局長への通牒文が五月一四日付であり、その際にはすでに各課へは依頼済みであったこと、専庶第二〇九号の照会文は、依頼から一ヶ月を過ぎようとした一三日に各課へ送付された奉迎記編纂提出の催促であったことが判る。

このようにして、専売局の各課から送付された奉迎記録をまとめたのが、同簿冊である二五一九に綴られた「皇太子殿下奉迎記」である。この奉迎記は大正一三年九月一五日に池田専売局長より賀来総務長官へ送付されている。さらに、前述した官文第八七号の文書から判断するならば、専売局が纏めた「奉迎記」を元に、総督府が各部局の協力を得ることで編纂された記録が、「台湾総督府版」の「台湾行啓記録」といえるのではなからうか。

次に、奉迎の準備として、台湾総督府の関係各機関および地方機関も規程を定めていた。本府と同様に、台北州では「摂政宮殿下奉迎準備委員会規程」や「奉迎事務二関スル文書取扱規程」を定め、奉迎のための体制を整備し、専売局では、専売局文書の「皇太子殿下奉迎事務要覧」と記された簿冊に綴られた規程や注意事項を基に、確実に

準備を進めていった。その規程や注意事項とは、「皇太子殿下奉迎委員会規程」「皇太子殿下奉迎委員会事務分掌細則」「皇太子殿下奉送迎者心得」「拝謁、奉拝並御機嫌奉伺二関スル件」「各州知事奉送迎二関スル件」「奉送迎二関スル学校職員生徒児童心得」「供奉員人名表」「国旗掲揚二関スル事項」「通信二関スル事項」「気象二関スル事項」「皇太子殿下台湾行啓ノ際ニ於ケル儀礼等ノ件」「皇太子殿下奉迎二関スル服装」「皇太子殿下台湾行啓当日基隆へ参向及高雄基隆間供奉艦便乗諸官」「学校行啓二関スル注意事項」「御使御送迎二関スル件」「行幸啓ノ節供奉員徽章及関係員徽章附着ノ件」「警衛要項」「警衛二関スル注意事項」「奉迎二関スル服装ノ件」「指導列車二乗車シ得ル人名調」「皇太子殿下奉迎二関スル服装ノ件」「皇太子殿下行啓特別鹵簿」「御召列車乗車人名調」「御閱兵御列」「御参拝及行啓次第書」「皇太子殿下奉迎委員会規程(台南州)」「皇太子殿下奉迎委員会分掌規程(台南州)」「奉迎事務取扱心得(台南州)」「奉迎委員規程(台中州)」「奉迎委員事務分掌規程(台中州)」「奉迎委員服務心得(台中州)」「御泊所内宿直員心得(台中州)」「御泊所内物品持出規定(台中州)」「御泊所門鑑取扱規程(台中州)」「御門鑑使用心得(台中州)」「奉迎委員会規程(新竹州)」「奉迎二関スル事務分掌(新竹州)」「奉迎委員会規程(台北州)」「奉迎事務二関スル文書取扱規程(台北州)」「奉迎委員会警衛部規程(台北州)」「奉迎委員規程(高雄州)」「奉迎委員事務分掌規程(高雄州)」「奉迎事務処理規程(高雄州)」「御泊所内物品持出手続(高雄州)」「公衆心得(高雄州)」「御台覧催物説明」などであり、またすべてが謄写版印刷であることから、専売局以外の各関係機関および各地方庁においても同じ書類を記録していた可能性が考えられる。ここでは、専売局が専売局文書として記録すべきものを「皇太子殿下奉迎事務要攬」とした簿冊に纏めたものと思われることから、同様に、本府の記録は、これらを集約して編纂したものであったと考えられよう。つまり、台湾行啓記録を歴史史料論的に見るならば、現存の文書の内容から、本府の文書が焼失している現状を補うものとしてもかなり貴重なものといえよう。

次に奉迎における文書の取扱について見ていこう。

台湾総督府は、大正一二年二月二日に「奉迎準備事務文書取扱規程」を定めていた。

大正十二年二月二日制定シタル奉迎準備事務文書取扱規程八左ノ如シ

奉迎準備事務文書取扱規程

- 第一条 撰政宮殿下奉迎準備事務ニ関スル到達文書ニシテ総務長官宛ノモノハ庶務部文書係（以下単ニ文書係ト称ス）ニ接受シ部若八部長又ハ八係若八係長宛ノモノハ各其ノ部若八係ニ於テ接受開封スヘシ
- 文書係長ハ前項ノ接受文書ニ接受ノ月日及記号ヲ附記シ件名ヲ発受件名簿ニ登記シ主務部長ニ配付スヘシ
- 第二条 各部長ハ文書係ヨリ前条文書ノ配付ヲ受ケタルトキハ主務係長ニ処分方ヲ授ケ之ヲ処理セシムヘシ
- 第三条 文書係ヨリ配付ヲ受ケタル文書ヲ他ノ部ニ移スヘキトキハ符箋ヲ附シ文書係ニ返付スヘシ
- 他ノ部ノ主管ニ属スルモノト認ムル文書ノ配付ヲ受ケタルトキ亦同シ
- 第四条 文書係ヨリ配付ヲ受ケタル文書ハ速ニ処分案ヲ具シ文書係ニ回付スヘシ、部若八部長宛接受文書ノ処分案ニシテ総務長官ノ決裁ヲ要スルモノ亦同シ
- 第五条 各部ニ於テ發議セルモノニシテ左ノ文書ハ之ヲ文書係ニ回付スヘシ
- 一 総務長官ノ名ヲ以テスルモノ
- 二 部若八部長ノ名ヲ以テスルモノニシテ総務長官ノ決裁ヲ要スルモノ
- 三 各部長限リ処理スヘキ文書ト雖他部合議ヲ要スルモノ
- 第六条 事ノ各部ニ聯涉スルモノハ主タル事項ヲ司掌スル部ニ於テ処分案ヲ起草シ關涉各部ニ合議スヘシ
- 第七条 合議文書ニハ主務部ニ於テ合議部名ヲ表示シ置クベシ

文書係ヨリ合議文書ノ送付ヲ受ケタル部八速ニ査閲ヲ了シ文書係ニ返付スヘシ

第八条 第四條及第五條ノ文書中特ニ急施ヲ要シ又ハ機密ニ係ハルモノハ主務部ヨリ直接決裁ヲ乞ヒ又便宜主任者ニ於テ自ラ携帶シテ関涉各部ト逐議シ直接決裁ヲ受クルコトヲ得

第九条 文書係長ハ第四條及第五條ノ文書ニ就キ其ノ文<sup>訂</sup>「列」(例)、書式及字句ノ当否ヲ点檢補正シ第五條第三号ノ文書ヲ除クノ外之ヲ総務長官ニ提出シ其ノ査閲決裁ヲ受クヘシ

第十条 決裁済ノ文書中総務長官ノ名ヲ以テ発スルモノハ文書係ニ於テ淨書校正ヲ為シ發送スヘシ

其ノ単ニ供閲ニ止マルモノ及部若ハ部長ノ名ヲ以テ発スルモノハ直ニ主務部ニ再回スヘシ淨書發送済ノモノ及第五條第三号ノ文書ニシテ合議終了ノモノ亦同シ

第十一条 文書係及部ニ於テハ各別ニ發受件名簿ヲ備ヘ文書ノ接受ヨリ立案施行ニ至ルノ間接受毎ニ登記シ事務ノ統一ヲ図リ且ツ何時タルトモ文書ノ所在ヲ知り得ルヲ要ス

第十二条 接受發送ノ文書ニハ本事務ノ符記番号ヲ標記スヘシ

文書係ニ於テハ番号ノ上ニ奉字及主務部ノ頭字ヲ、各部ニ於テハ奉字及主務部並主務係ノ頭字ヲ連冠スヘシ

第十三条 各部ヨリ発スル郵便物及電信ハ総務長官ノ特命アル場合ノ外總テ文書係ヲ經由スヘシ

第十四条 本事務ニ関シ各部ニ於テ立案、処理又ハ調製シタル文書、諸函ノ類ハ一切大正十二年五月末日迄ニ目錄ト共ニ文書係ニ引継クヘシ

第十五条 本事務ニ関スル文書取扱ニ付此ノ規程ニ定ムル以外ノ事項ハ明治三十四年訓令第三百五十五号台湾總督府処務規程ニ拠ル<sup>①</sup>

このように、一五の項目に纏められた文書取扱規程において、細かな取扱いが定められていく。このなかでは接受文書には件名を発受件名簿に登記すること、合議文書は主務部に合議部名を表示すること、文書に標記する附記番号については、奉迎の「奉」の字の次に主務部の頭文字を記し連冠にすること、郵便物及び電信は特命のある場合を除き文書係を経由することなどが定められた。このことから、台湾行啓は一つの行事にすぎないが、台湾総督府における文書取扱規程と同様の詳細な規程を設けるほどの重大な事件であり、台湾総督府としての威信を内外に示すことができるというこれまでにない出来事であったといえよう。

次に、地方である台北州の奉迎に関する規程を見ることにしよう。

台北州知事高田富蔵から田台湾総督に宛てた大正一二年一月二四日付文書の写から見ると、

摺政宮殿下奉迎準備二関シ当州ニ於テ八別紙ノ通委員会規程及文書取扱規程ヲ定メ諸般ノ奉迎準備事務ヲ処理スルコトニ決定致候条

右報告ス<sup>48</sup>

として、「摺政宮殿下奉迎準備委員会規程」と「奉迎事務二関スル文書取扱規程」が綴られている。この文書規程としては、次のように第一条から第四条に纏められていた。

第一条 奉迎事務二関スル文書ハ總テ総務部庶務係ニ於テ收受シ庶務係長査閲ノ上各主管ノ係長ニ配付スヘシ  
 第二条 配付ス受ケタル文書ニシテ一応供覧若クハ合議ヲ要スルモノハ各係ノ主任ニ於テ其手續ヲ経タル後処理スヘシ

第三条 成案文書ハ各係ニ於テ浄書シ庶務係長ノ査閲ヲ経テ発送スヘシ

第四条 右二関スル文書ノ収発番号ハ奉北ノ頭字ヲ用テ親展ノ取扱ヲ為スヘシ<sup>49</sup>

このことから、地方州においても取扱規程を定めておくほど文書の取扱が多数あったことを意味している。

また、地方庁でも台北州と高雄州では規程の名称と取り扱い方が異なり、台北州では、前述したように「奉迎事務二関スル文書取扱規程」が設けられていたが、高雄州では、「奉迎事務処理規程」<sup>50</sup>の中の「第二章庶務係 第一節文書ノ収発」の第二二条から第一六条において定められていた。内容は、

第二二条 文書ノ収発ハ原書ニ日附及番号ヲ標記シ収発件名簿に登記スヘシ

文書番号ハ其ノ「奉」字ヲ冠シ同一事件ハ完結ニ至ル迄同一番号ヲ用ヒ二回以上照復スル場合ハ其ノ枝番号ヲ附スヘシ

第二三条 到達文書ハ左ノ各号ニ依リ取扱フヘシ

一 普通文書ハ先ツ庶務係長ノ査閲ニ俱シ収発件名簿ニ登載シ主務係長ニ配付スヘシ但シ重要且ツ緊急ヲ要スルモノハ委員長又ハ部長ノ査閲ニ供シタル後件名簿ノ整理ヲ為スヘシ

二 親展文書ハ封緘ノ俛文書送付簿ニ依リ其ノ名宛人又ハ委員長専属ニ送付スヘシ

第一四条 電報又ハ電話書取ニ依ル文書ト雖モ輕微ナルモノヲ除ク外ハ普通文書ノ取扱ニ依ルヘシ

第一五条 事ノ他部係ニ関係アルモノハ主務係ニ於テ処分案ヲ起草シ関係部係ニ回議スヘシ

第一六条 発送文書ハ委員長名又ハ部長名ノモノニ限り文書収発ヲ担任スル係員ニ於テ浄書シ原議ト校合ノ上 発送ノ手續ヲ為スヘシ但別表別紙ノ類ハ主務係ニ於テ作成スヘシ

とあり、このことから、台北州の第四条と高雄州の第二二条のように、文書番号の附記方に関する同様の規程であっても、各機関や各地方によって規程の名称が異なることが判る。

ここで、奉迎準備を行う台湾総督府としては重要である、台湾への行啓の資格が「摂政宮」なのか「皇太子」で

あるのかという点に戻ることにする。摂政宮殿下奉迎委員会庶務部長松田三徳より池田専売局長に宛てた大正二一年一月二日付の文書には、「摂政宮殿下御台臨日程草案別冊三部送付候条各係長其他二可然御配付相成度」として別紙に、「秘」が押された「摂政宮殿下御台臨日程草案」<sup>(51)</sup>が綴られている。

一月二四日および同月二二日の二点の文書から、大正二二年の一月二二日の時点では、摂政宮殿下としての奉迎準備を行っていたことが判る。では、文書中において「摂政宮」から「皇太子」へと変わるのはどの時点であろうか。これについては、同簿冊の第二八文書に、大正二二年四月二日付松田奉迎委員会庶務部長より池田専売局長宛の「行啓箇所ノ注意事項」のなかで、「一、行啓箇所ニ於ケル奉送迎者ノ敬礼八大正十二年三月二十四日奉庶第百十二号皇太子殿下奉迎者心得第八項ニ準スルコト」とあることから、大正二二年三月二四日付奉庶第一一二号の皇太子殿下奉迎者心得が定められた時期ではないかと思われる。

しかし、これに関しては、大正二二年二月一日、在京の賀来総務長官から竹内総務長官代理に、「殿下御資格八鹵簿ノ御関係其他ニテ皇太子殿下トシテ行啓仰キ上ルコト、変更セラレタリ」と伝えていることから、この二月一日には本府へ、「皇太子」としての資格にて行啓が行なわれることに変更されたことが知らされていたのであつた。

また、「皇太子殿下奉迎記」の「第壹部 奉迎準備 第壹 行啓ニ関スル局長ノ訓示」<sup>(54)</sup>では、

御資格八初メ軍艦ニ御召ノ間八皇太子殿下ノ御資格ニテ御著台後八 摂政宮殿下ノ御資格テ非公式ト言フコトテアリマシタヨウテスカ今回八御変更ニナリマシテ台北迄八 皇太子殿下ノ御資格ニテ且ツ公式ノ行啓ヲ仰クコトヲ得ルヨウニナリマシタ從テ儀仗ノ騎馬モ二十七騎ヲ附セラレ其他ノ儀容モ内地ニ於ケル正式行啓ト同様ノ式テ御座イマスソウテ島民一同ノ光荣歎喜実ニ譬フルモノナク全ク千載一遇ト申ス可ク再ヒスカルコトハア

## リマスマイト存シテ居リマス

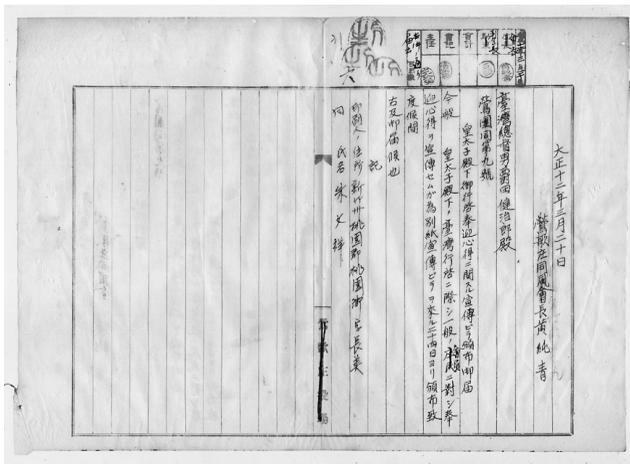
と皇太子殿下の資格での行啓となつた経緯を説明し、「皇太子」としての資格であつたとしても、内地と同様の正式な行啓であることを強調し、千載一遇の行事であることを示している。

このようにして、既に定めていた「摂政宮」の資格にて執り行おうとした準備計画は廃止されることとなつた。<sup>(55)</sup>そして「皇太子殿下奉迎者心得」<sup>(56)</sup>が制定されたことで、専売局においても、専売局の「奉迎事務規程及係員名簿」が三月二五日付に決定され活版印刷された。この奉迎事務規程によれば、奉迎記録を送付した献上品係とその記録を催促し受領した報告記録係のほか、奉迎に関する事務処理上、総務係、庁舎設備係、工場設備係、陳列室係、安平塩田係を置いていた。

さらに、三月二四日に收受した「皇太子殿下奉迎事務分掌細則」<sup>(58)</sup>の第十一条からは、新聞部の報道係に於ける新聞の報道と写真係に記事に関する検閲取締を掌り、写真係に於いて普通写真及活動写真の撮影取締を行い、新聞記事から一般の写真撮影に至るまでの規則を定めることで、行啓に関する報道において、厳重に検閲および取締を行つていたことが判る。

次に、台湾総督府文書における下位の階層にあたる文書として、鶯歌庄における奉迎準備に関する文書が、鶯歌庄の役場文書に残されていたことから、ここでは、末端の行政機関における奉迎状況について見ていくこととする。この文書は、皇太子殿下奉迎に関する注意事項に関する文書と印刷されたピラである。まず、大正十二年三月二〇日、鶯歌庄同風会長黄純青より田台湾総督に「皇太子殿下御行啓奉迎心得二関スル宣伝ピラ頒布御届」の件として二四日よりピラを頒布する旨の届出が次のようになされた。

今般 皇太子殿下ノ台湾行啓二際シ一般ノ「庄民」(会員)ニ対シ奉迎心得ヲ宣伝セムガ為別紙宣伝ピラ



鶯歌庄役場文書 (簿冊番号 60)

ヲ来ル二十四日ヨリ頒布致度候間

右及御届候也

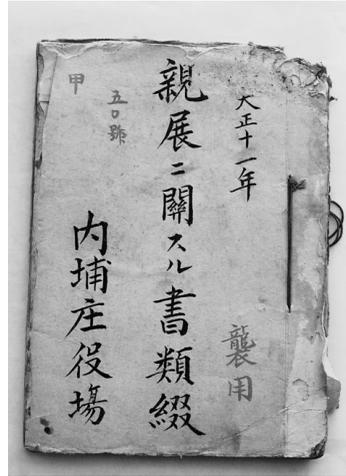
記

印刷人ノ住所 新竹州桃園郡桃園街字長美

同 氏名 朱文祥<sup>28)</sup>

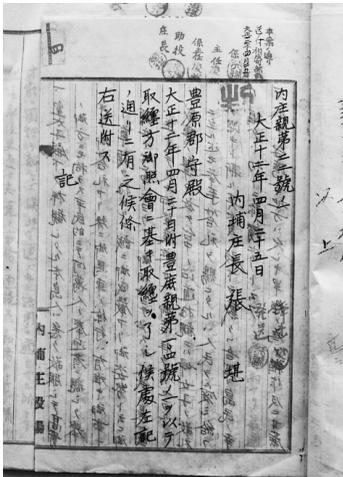
この別紙宣伝ピラとは、三月一五日付の中文で書かれた「鶯歌庄同風会会告」で、一般の会員にむけての奉迎における注意事項であった。

この注意事項は、皇太子の台湾行啓は、台湾が開拓されてから今までにない光栄なことであり、同風会会員は各自が奉迎の誠意を表すことを願う意味で、奉迎の心得をいくつか示し、必ず会員一同が実行することを期待しているといった内容で、清潔にすること、皇太子の通過の際には必ず国旗掲揚すること、鹵簿拝観者への心得として警察官および憲兵の指揮に従うこと、拝観者は身体を清め清潔にすることと動作振る舞いを慎むこと、拝観者は身なりを整え（裸足はいけない）騒がないこと、皇太子の通過の際は帽子をとって敬礼すること、拝観者は必ず静かにすること、病人が拝観する場合は、列の最後列に並ぶこと、老人・子供・身障者の拝観は必ず保護者の手伝いを付けること、皇太子の通過の際には両側に並び横断したり追いかけてたりしないこと、皇太子の通過の際は高い所に立たないこと、双眼鏡や望遠鏡は使用しないこと、皇太子の通過の際は洗濯物を干さないこと、皇太子が線路を通過の際には鉄道沿線附近に畜類を放さないこと、などの一四項におよぶ心得が会員に示されたのである。そして、このピラの右枠外には、「拝托將此会告糊在壁上時々留意」と書かれているように、この会告を壁に貼って住民に知らしめるようにとのことであった。



この鶯歌庄の役場文書は、下部組織まで徹底した奉迎準備を行っていたことを裏付ける文書である。この文書においては、頒布の届出書とピラがともに残存していることが、文書学的に重要な意味をもつ残され方をしていえると言えるであろう。また、ピラを頒布するという行為を総督に届けるといふ「報告」がなされていることから、地方行政に就いての総督への報告義務が、下層組織にまで行き届いていたのである。

さらに、内埔庄においては、この地域である台中行啓後



『大正十一年内埔庄役場公文類纂一 親展ニ關スル書類綴』

の四月二〇日に、豊原郡守首藤章より内埔庄長張堪に、

今般其筋ヨリ左記ノ通り要求有之候ニ付テ八左記各項該当ノ事項取纏メ本月二十五日迄ニ必着スル様御送附相成度候也

左記

一、奉迎送ノ一般公衆並団体ニ近接シテ諸列中ニ駐在セシ官憲其他取締等ノ任ニ在リシ右員ノ知り得タル公衆

ノ

殿下並行啓ニ対スル感情ノ自然ニ発露セラレシ状況中ノ記スヘキモノ並其ノ感想ノ飾リナキ表白状況ノ一

斑

一、其ノ他 殿下ニ関シ若八行啓ニ対スル感想御噂等ノ概要

一、万一行啓ニ対シ若八供奉員等ニ対シ不満ヲ抱キシ者アリトセ八其ノ不満ヲ抱カシムルニ至ラシメタル事項等

以上<sup>60)</sup>

という問い合わせを行っていた。

これに対して、張内埔庄長は、皇太子の行啓については人々は敬服し幸福なことだと称賛している反面、役人に対しては州監督者の拝謁練習への不満や皇太子が台中出立後に予定されていた州庁と御泊所の拝謁が遅れたことへの不満を持っていることなどの噂を纏めて、報告期限の二五日に首藤豊原郡守へ送付している。

このことから判るように、行啓前の準備から行啓後の報告まで、地方の各行政機関へ行啓に関するさまざまな問い合わせを行い、問い合わせを受けた機関は、指示された期限までに報告を行うというように、行啓に対する地域

住民の反応などの情報を収集していたことが判る。

### 三、台湾における「行啓」の記録

台湾総督府は、名譽ある皇太子の行啓の記録を残すために、伝統的な記録の方法とともに新しい記録媒体である映像フィルムや写真フィルムなどの視覚記録や、次第に社会的な価値評価を受け信頼度も高めてきていた世俗的記録媒体である新聞各社を総動員して、編纂物としての『台湾行啓記録』や『台湾日日新報』等の新聞記事としての文字記録と映像フィルムおよび写真としての視覚記録を残そうとした。抑も、この時の皇太子の行啓が、台湾では無論のこと「大日本帝国」にとつても最初の外地行啓であったことから、帝国としても大きな出来事であったため内地からも多くの報道機関が記者を送り込んでいた。この行啓を報道したり記録したりする新聞記者や写真撮影者について、総督府は厳格な審査をした上で、行啓に跟随する者七〇名を選抜している。これによって認められた記者等については、『台湾総督府版』の「新聞記者及ヒ写真班」から知ることができる。内訳は、「島内各地行啓ノ際跟随ヲ承認シタル新聞記者及ヒ写真班員八内地五十名、島内二十名ニシテ其ノ所属社名及ヒ氏名八左ノ如シ」として内地および島内の新聞記者と写真班員をあわせて七〇名の名簿<sup>61)</sup>が記されている。

この七〇名の中に、日本写真通信社辻村秀二の名前が記されている。同社社長辻村与三郎は、大正一二年三月二日、加藤海相に「摂政宮殿下台湾行啓扈從願」を出願している。「殿下ノ御動靜ニ付記事並ニ写真ヲ以テ全国各地新聞紙ニ通信掲載致シ度ク下記社員一名ヲ御一行ニ扈從可為致ニ付何卒御召艦又八供奉艦ノ便乗ヲ御許可相成度」と行啓初日から皇太子の写真を以て記事を各地方新聞紙に掲載するために、召艦の許可を海軍省に願っている。<sup>62)</sup>写真班の扈從願は海軍省の『公文備考』の第八巻では、この文書しか残っていないが、おそらく他の写真班および

新聞班からも取材する日程に併せて各機関へ扈從願が出されていたと思われる。宮内省には、日本写真通信社・日本活動写真株式会社・東京日日新聞社から扈從願が出されていた。

結果として、承認されたメンバーには、米国のセールフレーザー商会のジョンヴィクローが外国人で一人だけ許可されているが、このセールフレーザー商会は、総督府の警務局長竹内友治郎へ撮影を願ひ出ており、その詮議については、宮内省へ問い合わせを行っている。そのため、宮内省の戸田事務官から賀来総務長官への伺書と竹内警務局長への回答書とともに、直接宮内省へ問い合わせたセールフレーザー株式会社の玉木正之の名刺が宮内庁に残されている。<sup>(63)</sup>

次いで、全島に涉り活動写真の撮影を承認された者が二五名おり、撮影機は四〇機であった。各一州庁内に限り承認された者が、台北は二〇名・新竹は一名・台南は二名・高雄は一名であった。撮影機を設置する場所については、「憲兵隊卜協議ノ上撮影ノ箇所ヲ撰定シ司令部ノ承認ヲ受クルコトトシタリ」と極めて厳格に定められていた。<sup>(64)</sup>

また、写真撮影班に対し、「連絡保持ノ必要上」として宿泊地の旅館を指定し、各地での詳細な行動予定表を作成させられていた。さらに警務局長よりも各州知事宛に「写真撮影取締心得」が通達され、次いで写真撮影班に対する徹底した取締りが行なわれていたことがわかる。それは、正に官製版の写真・映像を創らせるものでもあった。こつとして、統制され創作された官製的な取材・撮影によって、『台湾日日新報』等の新聞記事、『皇太子殿下台湾行啓記念写真帖』<sup>(65)</sup>等の写真帳、『東宮殿下行啓実記』<sup>(66)</sup>等の刊行物、台湾行啓映像フィルム<sup>(67)</sup>などが作られ、台湾行啓の官製実像が創られていったのである。

ところで、大正二二年六月二二日の『台湾日日新報』には「本島映画献上 台湾教育会」<sup>(68)</sup>との見出しで、

台湾教育会にて謹製した皇太子殿下本島各地行啓撮影活動写真フィルム七巻は先般殿下の台覧を仰ぎ目下其筋より学習院に貸下中の由だが同会では引続き本島趣味を加へた同上フィルム十巻約一万尺を謹製の上総督府東京出張所に送付し天覧奏請の為献上の手續中であつたが去る十九日献上の旨電報があつたと尚同会にては目下各地方庁に貸附用行啓フィルムを調製中だが総尺約六万尺に上る見込である

といった記事が載せられた。このため、学習院の史料館および院史資料室において調査したが、貸下等に関する記録を見つげ出すことはできなかった。しかし、院史資料室が所蔵する大正一二年庶務課の『雑件録』には、台湾行啓に関する文書が綴られており、また、同年の『庶務課日記』には、五月一日午後四時四五分に摂政官殿下が東京駅に還啓された旨が記されていた。そのため、さらなる文書が院史資料室に保存されている可能性を示している。これらの資料調査については逐次進めていきたい。

ところで、行啓後の台湾はどのようにこの大イベントを受け止めていたのだろうか。大正一二年五月二七日の『台湾日日新報』には、「台湾を思つて下さる故 台臨(註)になつたのである」と公学校生徒の行啓感想文などが掲載されている。これらの生徒たちは、行啓の光栄に浴したものの、鹵簿を奉拝したもの、其他、に種別され、なかでも、聯合運動会や旗行列に参加したもの・台覧授業に列したものの・在籍学校に行啓を仰いだもの等を主とするもので、人員は約四、六〇〇名であつた。そのなかでも大同小異の感想を除く児童たちの感想を集計した「三、四六名のものを見ると、「唯もつ嬉しかつた難有マかつた」が一、二二〇名(四七・七パーセント)、「一生懸命運動して御覧に供したいと思つた」が二六九名(一一・四パーセント)、「運動会や旗行列を御覧の上御喜び下さつたと思ふ」が一九六名(八・三パーセント)、「吾々は名誉だつた」が一〇六名(四・五パーセント)、「御丈夫と拝察した」が九九名(四・二パーセント)、「運動会を長時間御覧下さつて此上なき光栄だつた」が八八名(三・七パーセント)、

「御仁徳高く拝した」が七二名（三・〇パーセント）、「揃ひの服装で遊技を御覧に供し嬉しかった」が六五名（二・七パーセント）、「旗行列のとき二階にお出でましを拝し嬉しかった」が六四名（二・七パーセント）、「旗行列の折万歳を奉唱すると長い間御答礼を賜つて難有かつた」が六二名（二・六パーセント）、「御服装が普通の軍人と同一なのに畏多く感じた」が五四名（二・三パーセント）、「運動会で父兄席の騒がしかったのは不敬と思つた」が四四名（一・八パーセント）、「御前で唱歌を歌ひ幸福を感じた」が三八名（一・六八パーセント）、「運動会へ御成のとき吾々が休めの号令を受けるまで御起立遊ばされたのは難有かつた」が三三名（〇・九パーセント）、「本島人も可愛がつて下さることが判つた」が二〇名（〇・八パーセント）、「殿下の弟になりたい」が一六名（〇・六パーセント）であつたという小国民たる児童や台湾人系小国民への天皇神話・天皇制イデオロギーの土台ともなる凛々しき皇太子像や英明君主たる皇太子といった偶像が創られ植え込まれていく。これらの感想は、大人ではなく、内地の小学校生徒でもなく、台湾人である公学校生徒の感想であつた。これらの一部は官製の創られた皇太子行啓イメージという側面は否定できないが、しかし、台湾の児童にまで深く天皇の神格化が浸透していったことも事実である。

その浸透化を進めるために用いた手段が、新聞という媒体であつた。児童の感想を掲載し、行啓決定から還啓まで、そしてその後の行啓記念事業の記事に至るまで、台湾行啓に関する報道を続けた『台湾日日新報』等により、マスコミによる台湾人統合の一つのかたちを見ることが出来よう。日本の近代国家は、天皇の神格化とともに、日本国民を、皇国民化し、次いで植民地住民を統合していった天皇の赤子として皇国民化することによって、国民国家として形成されていったのである。

## おわりに

この台湾行啓は、一面においては当時の世界では、民族自決の風潮が高まる中では逆行した考えであったと思われるが、皇太子を直接、台湾人民に見せ、そのイメージを広げることで、より一層、台湾における日本の支配を浸透させ、天皇による支配が信義則によるものであることを知らしめる絶好の機会となったという面はあった。だが、真の目的はそれではない。若林正丈氏という「植民地を天皇制の象徴シンボリックなフレイムの傘」に収めることを期待し、それは達成された。斯くして、摂政宮殿下の台湾行啓は成功した。さらに、本国政府の思惑以上に台湾総督府側からすれば内外へ植民政策の成功を知らしめ、内地すなわち本国政府へ向けての植民地経営の輝かしい実績を誇れることができた。これはいうまでもなく、檜山幸夫氏という「統治論的問題や統治政策論的問題」を抱えながらも外地としての台湾の統治政策の成功を外国へ向けて発信することができたのである。

四月二十九日付『台湾日日新報』には、「朝鮮もまた東宮行啓を熱望」という記事が載せられたように、台湾行啓の成功は、朝鮮総督府側にも影響を与えていたのである。行幸・行啓は、成功すれば、その奉迎に携わる各関係機関の宣伝として、偉大な力を持つものであった。このため、成功させるために最善をつくせるように万端の奉迎準備がなされた。それは、本国政府からその機関としての信頼を得るためにも、重要な役割を担うものであった。

さらに、皇太子の台湾行啓を演出するために、行啓最中の各地において行啓奉迎提灯行列が行われるとともに、行幸・行啓における四点セットである「日の丸・最敬礼・君が代・万歳」がさかんに用いられた。そして、その皇太子の姿と、提灯行列や島内各地各機関での奉迎の模様を、台湾人が真の天皇の民となったことを後世に伝えるため、新聞・フィルム・写真という媒体に残していった。それらの記録物は、公式な記録として歴史資料的価値を持つ

ていると同時に、後々、いつでも、どこでも、それを手にし、読み、見ることで、行啓当時を思い出すことができ  
るため、天皇の臣下としての自覚を再認識するという効果である現用的記録物としての価値をもつものでもあった。  
明治時代が観念的な支配としての近代国家の時代であったのに対し、大正の時代に入り、写真が普及したことに  
より国民に近く親しみ易いイメージをつくり、国民国家としての天皇の存在を国民レベルで位置づけようとした。  
復古から開化へと向かう近代日本は、天皇の存在を知らしめ、天皇の生身の身体を、各地において国民に直に見せ  
ることで、天皇としての権威をより強固なものにしようとした。天皇制国家である日本が外地へと拡大していくな  
かで、台湾支配と国民統合の時代の一つの象徴となる出来事であり、台湾総督府による台湾経営の成功を内外へ発  
信することができた出来事が、まさしく台湾行啓であったといえよう。

しかし、これまで見てきた「記録」には、後世に伝えるものとして、或いは、ある主義主張をもった「記録」と  
して残そうとするものと、執行機関として、参考とするために残すものがある。記録として残そうとした「編  
纂物」と、執行機関において作成される行政行為の「記録公文書」とを比較することで、編纂者の意図がわかって  
くる。そのため、保存された公文書記録は、史料学的考察にとって非常に重要で不可欠な資料といえるのではな  
らうか。

## 註

- (1) 岩壁義光・広瀬順晴編著『太政官期地方巡幸研究便覧』（柏書房、二〇〇一年）によると、日本の近代における天皇の  
全国巡幸は、太政官期に行われた明治天皇の六大巡幸と昭和天皇による戦後巡幸に集約されたもので、それらは明治天皇  
が維新後、昭和天皇はアジア太平洋戦争の敗戦後という、いずれも政治的危機の中の天皇をシンボルとした国家統合の

- 試みであったという。また、行啓に関する論考では岩壁義光「裕仁親王御成行啓年表稿」(『書陵部紀要』第56号、60号、二〇〇五年、二〇一〇年)が、裕仁皇太子の行啓記録を纏めており、皇太子のヨーロッパへの外遊については、波多野勝が「裕仁皇太子ヨーロッパ外遊記」(草思社、一九九八年)を、梶田明宏が論考「大正十年皇太子御外遊における訪問国決定の経緯について」(『書陵部紀要』第57号、二〇〇六年)を著している。このような先達の研究業績の中で、大正一〇年における外遊について、梶田氏は、大正後半期から昭和戦前期の皇室戦略を方向付ける重要なものとして見、その後の台湾・樺太への行啓を、思想問題でゆれる日本のなかで国民統合のための重要なイベントとしてとらえている。
- この他、台湾行啓に関する著作には、原武史は著書『可視化された帝国』(みすず書房、二〇〇一年)のなかで、皇太子の台湾行啓を「内地延長主義」を視覚的に演出しようとする台湾総督府の政治的姿勢を示すものと位置づけている。その他、台湾行啓についての主な研究としては、若林正文著「一九三三年東宮台湾行啓の状況脈絡——天皇制の儀式戦略と日本植民地主義その1——」(『教養学科紀要』一六・東京大学教養学部教養学科・一九八三年)と、小田部雄次著「台湾行啓における皇太子裕仁の「笑顔」」(『近現代日本の戦争と平和』、株式会社現代史料出版、二〇一一年)がある。
- (2) 東山京子校訂・解説『台湾行啓記録』(社研叢書25・中央大学社会科学研究所・二〇〇九年三月)、参照。
- (3) 拙稿「台湾総督府文書から見る摂政宮裕仁皇太子の台湾行啓」(『第五届台湾総督府檔案学術研討會論文集』、国史館台湾文献館・二〇〇八年一月・台湾南投市)、参照。
- (4) 『台湾日日新報』第八三二〇号・大正二年七月二日、七頁。
- (5) 同上、第八三五四号・大正二年八月二四日、七頁。
- (6) 『台湾行啓記録』宮内庁書陵部所蔵、一頁、二頁。尚、日付については、七月を九月に訂正している。
- (7) 『台湾日日新報』第八二六二号・大正二年五月二四日、二頁。
- (8) 『台湾日日新報』第九〇七二号・大正二年八月二一日、五頁。
- (9) 「皇太子殿下台湾へ行啓ノ件(雑)」第三九号台湾行啓記録編纂二関スル書類」『行啓録』十六、台湾ノ部、東宮職・大正十二年、宮内庁書陵部所蔵。
- (10) この文のみ赤ペンで書かれている。

- (11) 皇太子・皇族の渡台関係文書記録が保存簿冊目録として記録されている。これについては、拙稿「台湾総督府の文書管理と文書取扱に関する一考察」(『現代の公文書史料学への視座』社研叢書19・中京大学社会科学研究所・二〇〇六年三月、二六五頁～二六六頁)を参照されたい。
- (12) 同上、二七八頁～二七九頁。
- (13) 皇太子殿下奉迎関係文書(『大正十二年台湾総督府専売局公文類纂永年保存』、簿冊番号二四五一・二四五四・二四五五・二四五六・二四五七・二四五八・二四五九・二四六〇・二四六一)。
- (14) 『皇太子殿下奉迎事務要覧』(『大正十二年台湾総督府専売局公文類纂永年保存』、簿冊番号二四五三)。
- (15) 「一皇太子殿下奉迎記総務長官へ提出」(『大正十三年台湾総督府専売局公文類纂永年保存』、簿冊番号二五一九)。
- (16) 『皇太子殿下台湾行啓一件』一、「(行幸啓及奉送迎)一」、「大正十二年海軍省公文備考 儀制一」第八卷「T12-8-2891、防衛省防衛研究所蔵・レファレンスコード C08050682900)。
- (17) 『皇太子殿下台湾行啓に関する件』(『大正十二年陸軍省大日記乙輯』「T12-119、防衛省防衛研究所蔵・レファレンスコード C03011776000)。
- (18) 宮内省報の摂政宮が設置されてからの行幸行啓の欄を見ると、天皇の代行としての摂政の立場、皇太子の立場、天皇の名代としての立場、というこの3つの立場での行啓がみとめられる。天皇の代行である摂政宮でも行うことができない国事行為の場合は、天皇の名代としての皇太子という資格で臨んでいる。
- (19) 『皇太子殿下台湾へ行啓ノ件』(東宮職『行啓録』五 台湾ノ部 大正十二年 宮内庁書陵部所蔵)及び『台湾行啓記録』(第三節「奉迎準備ニ関スル打合事項」、国立中央図書館台湾分館所蔵)。
- (20) 岩壁義光著「裕仁親王御成行啓年表稿」(『書陵部紀要』第六〇号・宮内庁書陵部・二〇〇九年三月、三五頁～三八頁所収)。
- (21) 宮中席次は皇室儀制令第二九条乃至第三八条により定められ、第一階から第一〇階に分けられた上、各階も第一から第七〇まで分けられ、台湾総督は第一階に列し、その第一階は第一から第一八に、次のように分けられていた。第一 大勲位、第二 内閣総理大臣、第三 枢密院議長、第四 元勲待遇の為大臣の礼遇を賜りたる者、第五 元帥・國務大臣・宮内大

臣・内大臣、第六 朝鮮総督、第七 内閣総理大臣又は枢密院議長たる前官の礼遇を賜りたる者、第八 国务大臣・宮内大臣又は内大臣たる前官の礼遇を賜りたる者、第九 枢密院副議長、第一〇 陸海軍大将と枢密顧問官、第一一 親任官、第一二 貴族院議長及び衆議院議長、第一三 勲一等旭日桐花大綬章、第一四 功一級、第一五 親任官待遇者、第一六 公爵、第一七 従二位、第一八の二が勲一等旭日大綬章・二が勲一等宝冠章・三が瑞宝章で、台湾総督は、第一一の親任官に該当していた。

(22) 前註17同。

(23) 「皇太子殿下台湾行啓一件 二止」(「行幸啓及奉送迎 二止」、大正十二年海軍省公文備考 儀制二 第九卷 T12-9-2892、防衛省防衛研究所蔵・レファレンスコード C08050684600)。

(24) 同上。

(25) 前註17同。

(26) 「皇太子殿下台湾へ行啓ノ件」(東宮職『行啓録』五 台湾ノ部 大正十二年 宮内庁書陵部所蔵)

(27) 同上。

(28) 前註17同。

(29) 前註17同。

(30) 前註17同。

(31) 前註17同。

(32) 『台湾日日新報』第八二二二号、大正二二年四月四日、二頁。

(33) 同上。

(34) 同上。

(35) 前註17同。

(36) 岩壁義光著「裕仁親王御成行啓年表稿」(『書陵部紀要』第六〇号・宮内庁書陵部・二〇〇九年三月、三五頁)三八頁所収)・荒木傳編纂『東宮殿下行啓実記』、商工奨励会、一九二三年六月および「御参拝及行啓次第書」(皇太子殿下奉

「迎事務要覧」・「大正一二年台湾総督府専売局公文類纂永年保存」、所蔵番号「四五三を参考に作成した。を付したものは、勅使を差遣したものを指す。

- (37) 「定例参集休止ノ件」(『枢密院文書』雑件・大正一二年、国立公文書館所蔵・レファレンスコード A060502561007-A06050256300)。
- (38) 前註15の簿冊は、表紙・中表紙・目次・類名中表紙・鑑文・「皇太子殿下奉迎記」中表紙の順に綴られている。皇太子の行啓に関する文書は、当時の専売局の文書分類である第一門庶務の第六類服制礼式に類していた。
- (39) 前註15同。
- (40) 同上。
- (41) 同上。
- (42) 同上。
- (43) 同上。
- (44) 「奉迎委員会規程及文書取扱規程台北州知事ヨリ総督宛報告」(『大正十二年台湾総督府専売局公文類纂永年保存』、簿冊番号「二四五二、第一八文書」。この原本の第一八文書には、誤って件番号の「二四」と墨筆された茶色の紙片が貼付されている。
- (45) 同上。
- (46) 前註14同。
- (47) 「四 奉迎準備事務文書取扱規程」(『台湾行啓記録』第二冊 第二編奉迎ノ準備施設 第一章奉迎準備計画委員会ノ設置 第五節委員会規程ノ制定、国立中央図書館台湾分館所蔵)。
- (48) 前註44同。
- (49) 同上。
- (50) 前註14同。
- (51) 「摂政官殿下御台臨御日程草案」(前註44同、第二〇文書)。

- (52) 「奉迎事務上疑義二付庶務部長へ照復」(同上、第二八文書)。
- (53) 「奉迎事務二関シ在京賀來長官トノ往復文書中必要事項庶務部長ヨリ通知」(同上、第三三文書)。
- (54) 前註15同。
- (55) 前註26同、「奉迎委員会規程」(前註44同、第一五文書)。
- (56) 前註14同。
- (57) 前註15同。
- (58) 「奉迎事務分掌細則」(前註44同、第一四文書)。
- (59) 「皇太子殿下御行啓奉迎心得二関スル宣伝ヒラ頒布御届」(『鶯歌庄役場文書、簿冊番号六〇)。
- (60) 「皇太子殿下行啓感情其他二関スル件」(大正十一年内埔庄役場公文類纂—親展二関スル書類綴、第四文書、国史館台湾文獻館所蔵)。この簿冊には、大正二年から昭和四年までの文書が綴られている。
- (61) 「第十六章新聞記者及ヒ写真班」(前註47同、第一八冊、第二編奉迎準備施設)。
- (62) 前註16同。
- (63) 「皇太子殿下台湾へ行啓ノ件(自一月至二月)・第一八号警衛及衛生」(東宮職『行啓録』十五、台湾ノ部、大正十二年、宮内庁書陵部所蔵)。
- (64) 前註61同。
- (65) 太田猛編纂兼発行者、皇太子殿下台湾行啓記念写真帖、台南新報社、一九三三年六月。
- (66) 荒木伝編纂兼発行人、東宮殿下行啓実記、商工奨励会、一九三三年六月。
- (67) マキノ映画制作所が撮影し、現在はNHKが所蔵しているフィルムである。国立中央図書館台湾分館に残る台湾総督府版「台湾行啓記録」の活動写真撮影承認欄には「撮影機数ノ二・社名ノマキノ映画製作所・氏名ノ牧野省三・申請者府県ノ京都」と記されている。
- (68) 『台湾日日新報』第八二九一号、大正二年六月三日、七頁。
- (69) 『台湾日日新報』第八二六五号、大正二年五月二十七日、二頁。

- (70) 若林正文著「一九二三年東宮台湾行啓の 状況的脈絡——天皇制の儀式戦略と日本植民地主義その1——」(『教養学科 紀要』一六・東京大学教養学部教養学科・一九八三年、三三二頁)。
- (71) 檜山幸夫著「台湾統治基本法と外地統治機構の形成——六三法の制定と憲法問題——」(『日本統治下台湾の支配と展開』社研叢書15・中京大学社会科学研究所・二〇〇四年、二二七頁)。
- (72) 『台湾日日新報』第八二三七号、大正二二年四月二十九日、七頁。